

こども基本法では、子ども施策に対するこども等の意見を反映させるよう必要な措置を講ずるものと定められており、市町村こども計画策定ガイドラインにおいても、こども・若者、子育て当事者等への意見聴取を行うことが望ましいとされている。

このため、岩見沢市こども計画を策定するにあたり、以下のとおり、意見聴取を実施します。

### 【こども基本法】

第十一条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### 実施方法

#### 【聴取対象者】

- ・市内の中学校の生徒会を中心としたメンバー

#### 【聴取方法】

- ・こども未来課職員が各学校に訪問し、放課後の時間を活用して対話の場を設ける
- ・テーマに基づいて自由な発言を促す
- ・聴取の時間は、1時間程度とする

#### 【実施時期】

- ・令和6年10月下旬から11月中旬

#### 【その他】

- ・学校単位での実施を想定
- ・生徒の参加人数は、各校10名程度を想定

### 意見聴取のテーマ(例)

- ・ライフデザインを考えるうえで知りたいこと
- ・第3の居場所について
- ・通学路の整備について

### 聴取した意見について

- ・聴取した意見は、子ども・子育て会議に報告
- ・庁内の関係部署への意見の共有
- ・可能な範囲での計画への意見の反映
- ・いただいた意見は、ホームページに掲載し、フィードバックする

### 次年度以降について

- ・定期的な意見聴取の実施（毎年、テーマを変えて実施）
- ・テーマに沿って、対象者の見直しを行う